

● 広告の概要

- ・ 申請者が広告主となり、公用封筒に広告を掲載しようとする広告掲載希望者を募集し、その後広告を掲載した公用封筒を申請者が印刷し、市に対し無償で提供していただく形の広告です

● 公用封筒とは

- ・ 公用封筒は、市からのお知らせや通知などの目的で、主に市内の住民や企業に発送されるものです。

● 申請から提供までの流れ

- ① 申請者が広告掲載申込書を市に提出



- ② 市が内容を審査し、結果を広告掲載決定(却下)通知書により申込者に通知



- ③ 提供する公用封筒の規格、枚数その他必要な事項について市と協定を締結



- ④ 申請者が広告主として広告掲載希望者を募集



- ⑤ 募集終了後、広告内容等について市と協議



- ⑥ 広告内容等について市が承諾後、公用封筒を印刷し市に無償提供

※印刷は市内の業者により行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

● 申請することができる方

- ・ 市町村税を滞納していない方

● 申請時に提出するもの

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 市町村税の納税証明書（完納証明書）
 - ※ 申請書は市ホームページよりダウンロードしてください。
 - ※ 都税事務所若しくは市区町村役場で発行する「法人（個人）市町村民税」の納税証明書です。税務署の発行する「法人税」の納税証明書ではありません。

● 申請時期

- ・ 随 時

● 掲載料

- ・ 無償で公用封筒を提供していただく形の広告のため、市への掲載料はありません。

● 掲載期間

- ・ 提供していただいた公用封筒の使用が終了するまで。
 - ※ 長3号封筒の年間使用数は約50,000枚となっています。
 - ※ 角2号封筒の年間使用数は約10,000枚となっています。

● 公用封筒の規格

- ・ 長3号封筒
- ・ 角2号封筒

● 広告の掲載基準

- ・ 掲載できる広告は、市民の生活に関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとなります。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する営業(食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。)に該当するもの
 - (3) 政治又は宗教活動に関するもの
 - (4) 個人、団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

● 広告掲載の優先順位

- ・ 応募された広告が複数あった場合の優先順位は、次に掲げる順位によるものとしてください。
 - (1) 第1順位 市内に事業所等を有するものの広告
 - (2) 第2順位 市外に事業所等を有するものの広告

● 申請書提出先

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
総務部財政課契約管財係
TEL 0124-27-7850 (直通)
E-mail : kanzai@city.ashibetsu.hokkaido.jp

※ 詳しい内容につきましてはホームページに掲載しております「芦別市有料広告掲載に関する取扱規則」に記載されていますので、申請前に一度ご確認ください。